

平成二十七年内閣府令第七十一号

活動火山対策特別措置法施行規則

(平成二十七年法律第五十二号)の施行に伴い、及び同法を実施するため、活動火山対策特別措置法施行規則を次のように定める。

(火山災害警戒地域の指定の公示)

第一条 活動火山対策特別措置法(以下「法」という。)第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による火山災害警戒地域の指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨及び当該火山災害警戒地域を明示して、官報に掲載して行うものとする。この場合において、当該火山災害警戒地域の指定の公示に係る図書の送付)

第二条 法第三条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、火山災害警戒地域の位置を表示した図面により行うものとする。(火山災害警戒地域の指定の公示に係る図書の送付)

第三条 法第十条第二項において準用する場合を含む。の住民等に周知させるための必要な措置

一 火山が爆発した場合において住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び当該被害の発生原因となる火山現象の種類を表示した図面に法第七条に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(避難確保計画の記載事項)
第四条 法第八条第一項(法第十条第二項において準用する場合を含む。)の避難確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

3 一 防災体制に関する事項
二 火山現象の発生時における避難促進施設の一防災体制に関する事項
三 火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
四 前二項の規定は、法第十四条第四項において準用する同条第一項の規定による避難施設緊急避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

一 火山現象の発生時における避難促進施設の整備計画の変更の協議の申出について準用する。

(降灰防除地域の指定の公示)

第三条第三項の規定による降灰防除地域の指定の公示は、当該指定をする旨及び当該降灰防除地域を明示して、官報に掲載して行うものとする。この場合において、当該降灰防除地域の明示については、市町村によることとする。

この命令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十二月十日)から施行する。

附則

この命令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十二月十日)から施行する。

別記様式(第7条関係)

別記様式(第7条関係)

令 年 月 日

内閣総理大臣

避難施設緊急整備計画申請書

活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第1条の規定による

第14条 第1項の規定による避難施設緊急整備計画の提出

年 月 日に避難施設緊急整備計画に指定された地域に

ついて、避難施設緊急整備計画を第14条の規定により指定された地域をいう。同法第14条の規定に基づき、避難施設緊急整備計画に同登されるよう協議の申出をします。

別紙

避難施設緊急整備計画 大山名

提出者名

施設の種類	施設の規模	施設の位置	費用の額(千円)	完成目標年度